

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

申立期間当時は住み込みで働いており、国民年金保険料は親方か親方の妻が納付してくれていた。親方夫婦はきちんとした人だったので、申立期間についても保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時から昭和49年6月にA県に戻るまでの期間について、同居していた親方夫婦が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、事実、47年4月からは保険料が納付済みとされている上、申立人のほかに親方夫婦が保険料を納付していた当時の同僚においては、20歳の時から保険料が納付済みとなっている。

また、国民年金保険料を納付したとするその親方の妻が、「私が申立人の国民年金の加入手続をして保険料を納付していたので、未納にしておくことは無い」と証言している上、その親方夫婦においては、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し保険料を納付していることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間は1回であり、申立期間以外の残余の期間はすべて国民年金保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月1日から54年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年12月1日、資格喪失日に係る記録を54年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月末まで

B社に勤務したときの厚生年金保険加入記録が無い。給料支払明細書を保管しているので、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社の同僚の証言及び申立人が保有していた給料支払明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間のうち、昭和53年12月1日から54年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、事業主の回答及び同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、同社の従業員はA社において、厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人についても、A社において厚生年金保険の被保険者とすべき従業員であったと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書における報酬額に見合う標準報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、申立人の厚生年金基金の加入記録も確認できないことから、同社から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月について、申立人は、同年 10 月分の給料支払明細書は保有しているものの、保険料控除の事実が確認できない一方、同年 11 月分の給料支払明細書は保有しておらず、B 社の当時の事業主は既に死亡しており、同社にも関連資料は無く、同僚からも試用期間等の明確な証言が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月1日から43年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年11月1日、資格喪失日に係る記録を43年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から43年5月1日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、加入していない旨の回答をもらった。同じ雇用形態で勤務をしていた当時の同僚には加入記録があるので、同社に勤務していた昭和41年3月21日から43年5月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたノートには、A社に在籍していた当時の給与明細書から昭和45年ごろに転記したとする給与支給額が、その支給年月及び保険料控除額は不明であるものの、25か月分確認でき、その記載内容によると、1か月分はほかの支給額と比較して少額であることから、途中入社したとされる41年3月分、残りの24か月分は同年4月分から43年3月分と推認できる上、申立人が記憶している同僚のうち複数の者からも、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたとの証言が得られたことから、申立人が申立期間のうち41年3月21日から43年4月1日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立人と同職種である助手を含めた運転手であった同僚6名のほか事務職であった者を3名記憶しているが、社会保険事務所の記録によると、在籍期間が短期間であった1名を除き、これらの者の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、前述の証言者のうち、申立人より2か月前に当該事業所に入社

したとする同職種同年齢の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 41 年 8 月 1 日であることが確認できるほか、同様に申立人より 1 か月程度前に入社したとしている同職種の同僚の被保険者資格取得日は同年 10 月 10 日であることを踏まえると、同事業所は、申立期間当時においては、従業員の入社から 7 か月程度経過した後に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえ、このほか、申立人の申立期間のうち、同年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立人と同職種同年齢の同僚の記録から 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明としているものの、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられず、仮に事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 41 年 11 月から 43 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人の申立期間が 26 か月であるところ、前述のとおりノートに記載されていた給与支給月数は 25 か月である上、申立人の申述内容及び同僚の証言によっても、申立人が当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月分の給与支給及び保険料控除が確認できる資料等を保有しておらず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 26 日から同年 6 月 25 日まで

申立期間において、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を社会保険事務所から得た。給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与明細書について、A 社に照会したところ、「給与明細書の筆跡は社長のものに間違いない」との回答が得られた上、同僚も申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、申立人は同社に昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間において勤務し、申立期間のうち同年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 52 年 5 月の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書の控除額から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、当該事業所の事業主は不明と回答しているが、仮に事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出されるが、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 52 年 5 月の保険料の納入の告知を行っておらず、

事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間以外の期間について、前述の同年 4 月分及び同年 6 月分の給与明細書には保険料控除の記載が無いため、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 52 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 6 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月2日とし、申立期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から同年8月2日まで
社会保険事務所の記録では、B社における厚生年金保険の資格取得日が昭和35年8月2日となっている。当時の給与支給明細書を同年3月分から保有しており、厚生年金保険料を引かれた開始月が違っているため、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の経理担当者及び複数の同僚の証言、並びに申立人が保有していた昭和35年3月分以降の給与支給明細書により、申立人が申立期間において、同社の本社であるA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、昭和35年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社に照会したところ、「納付したとまでは言えない」と回答しており、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主から申立人に係る資格取得届は提出されておらず、その結果、

社会保険事務所は申立人に係る昭和 35 年 3 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

群馬国民年金 事案 489（事案 159 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 2 月まで

前回の申立ての時は、国民年金保険料を納付していた同居の家族はいないと思っていたが、最近になり、義父（夫の父）が仕事に出られなかった義理の姉（夫の姉）の昭和 36 年 4 月から 61 年 1 月までの保険料を納付していたことが分かり、嫁である私の申立期間の保険料も義理の父が納付していたのではないかと思い、再申立てをする。

なお、昭和 40 年 3 月から同年 12 月までは厚生年金保険に加入しており、それまでは義父が国民年金保険料を納付してくれ、厚生年金保険に加入した後は、保険料を納付しなかったものと思う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人自身が国民年金の手續に關与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、結婚と相前後して未納期間が始まっていること、同居の家族に国民年金加入者がいないと申し立てていたこと、及び申立期間が申立期間当時未加入として取り扱われ、保険料納付ができない状態にあった可能性があること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は保険料納付を示す新たな情報として、申立期間当時に同居していた義理の姉について、申立人の申立期間と同時期の国民年金保険料を義父が納付していたと申立てているが、厚生年金保険加入者の妻である申立人の国民年金への加入は任意である一方、義理の姉は強制加入であることなどで状況が異なるため、申立人の保険料納付を示すものとまではいえず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月23日から26年10月16日まで
A社(現在は、B社)に昭和25年11月23日から42年3月31日まで勤務していたが、25年11月23日から26年10月16日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和26年10月16日より前から同社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和26年10月16日、標準報酬月額は5級と記載されており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。また、前述の被保険者名簿に申立人の職種は「職工」と記載されており、申立人自身も同事業所における職種は製造職であったと申述しているところ、同事業所の複数の従業員から、「当時は試用期間があり、いつ本採用とするかは所属長や人事課で判断していた」との証言のほか、「研究室勤務者及び専門職の従業員は5、6か月、製造部門の従業員は約1年の試用期間があった」旨の証言が得られ、事実、これら証言者のうち製造職であった者の被保険者資格取得日は、いずれも入社から約1年経過後となっており、同事業所は申立期間当時において、一定期間の試用期間を設けていた事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 35 年 10 月 1 日まで
昭和 34 年 6 月から 36 年 1 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録は 35 年 10 月 1 日からとなっている。中学の同級生たちより 2 か月遅く入社したものの、それらの同級生より余りにも遅く厚生年金保険に加入していることには納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務形態、給与支払及び厚生年金保険料の控除の状況等について A 社に照会したところ、「当時の事情を知る者がいないため不明であり、当時の事業主夫妻も病気のため入院しており、確認することはできない」との回答があったものの、同社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 35 年 10 月 1 日とされており、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員の証言によると、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日は実際の入社日から一定期間経過後であることが確認できる上、給与明細書を保有している申立人の同僚も入社日から一定期間が経過した後に被保険者資格を取得しているところ、当該同僚の給与明細書によると、厚生年金保険料の控除は、入社月から資格取得月の前月までは無く、資格取得月から開始されていることが確認できることを踏まえると、当該事業所の厚生年金保険に加入させる取扱いは、従業員の入社から一定期間経過後であったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 406（事案 30 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 31 日から同年 8 月 26 日まで
前回の申立てに係る意見陳述において、A 社（現在は、B 社）については、ほとんど話をしていないにもかかわらず、後日、総務省から申立てが解決したかのような文書が届いた。何の審議もしていないのに、なぜ解決したのか、納得ができない。

昭和 42 年 2 月に長女が誕生し、同年 5 月ごろに長女を入浴させようと中腰になった時に、腰に激しい痛みがあり、動けなくなった。数日間、会社を休んだが、その後も痛みが治まらないので、毎日、会社の帰りにけん引治療のため整形外科に通院した。この時に健康保険で受診した記憶がある。再調査及び再審議をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の事業主が保管していた申立人に係る昭和 42 年 1 月 31 日資格喪失時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「失業保険被保険者離職証明書」並びに同年 8 月 26 日資格取得時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票には同年 1 月 31 日資格喪失時に申立人の健康保険証が返納された記録が確認できることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、「前回の申立てにおいては、A 社に係る申立ての審議を行っていないのに、解決したという文書が届くのは納

得ができない」旨主張しているが、当委員会は、前述の資料を含め、申立人の勤務実態の確認等、周辺事情の調査結果を踏まえ、重ねて審議した上で、総合的に判断し決定したものである。

また、申立人は「申立期間において、健康保険証を使用した」との主張を基に再申立てをしているが、前述のとおり被保険者原票に申立人の健康保険証が返納になっている記録が確認できることから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その後の調査及び今回実施した意見陳述の場においても、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月22日から40年8月1日まで
② 昭和50年4月17日から同年12月20日まで

A社を昭和38年5月22日に設立し、代表取締役就任した。設立と同時に、厚生年金保険の加入手続を行ったが、設立当初の記録が無い。また、50年4月に代表取締役を辞任し、同年12月まで引継業務のため勤務したが、代表取締役辞任後の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったとして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、昭和40年8月1日からであり、申立期間①当時においては、適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は適用事業所として確認できる直前に本店移転登記がなされているが、社会保険事務所に保管している事業所名簿には、同事業所は本店移転後の所在地により記録されていることから、申立期間①に同事業所が適用事業所としての手続を行ったとは考え難い上、社会保険事務所に保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、被保険者資格取得日が訂正された形跡は見当たらず、申立期間①当時に勤務していた者の被保険者記録も確認できないことから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

2 申立期間②について、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の代表取締役を昭和50年4月10日に辞任していることが確認でき、前述の被保険者原票には、申立人の被保険者資格喪失日は同年4月17日、健康保険証の返納は同年11月11日と記録されていることから、同事業所は、

申立人の代表取締役辞任を契機として、申立人に係る被保険者資格喪失の届出を遡^{そきゅう}及して行ったことが推認できるところ、申立人は辞任後の勤務形態について、辞任前と同様に勤務していた旨を申述しているが、元従業員から「引継業務を2か月程していた。その後は、ほとんど見かけなかった」との証言もあることから、申立人の申述内容を裏付けることができない。

また、申立人が保管している昭和50年9月分から同年12月分までの給与明細書により、申立人が当該事業所から引き続き給与を受けていたことは確認できるものの、申立期間②当時の男性従業員の標準報酬月額が最低でも11万円であるにもかかわらず、その給与額は5万円と著しく低下している上、前述の同僚の証言を踏まえると、申立期間②における申立人の勤務形態が厚生年金保険の被保険者の要件を満たしていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が保管している前述の給与明細書及び申立人の確定申告のために作成された昭和50年中の給与額及び各種控除額が記載された集計表によると、同年11月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、前述の申立人に係る被保険者資格喪失届を遡^{そきゅう}及して提出したことに伴い、これまでの給与から控除し続けた厚生年金保険料を同年12月分の給与支給の際に還付されていることがうかがえる上、同様に申立人が保管していた「昭和50年分の所得税の確定申告書」においても、社会保険料控除の申告額が前述の集計表に記載されている還付後の金額によってなされていることを踏まえると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から38年10月21日まで

A社に昭和23年3月から62年1月まで勤務した。28年に個人商店から法人化した際、厚生年金保険に加入したと記憶していたが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、38年10月20日以前の記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和38年10月21日より前から勤務していたことは、申立人の具体的な申立内容及び同僚の証言からうかがえるものの、申立期間当時の事業主は死亡しているため証言が得られず、同社は閉鎖しており関連資料が保存されていないことから、勤務開始日を特定することができない。

また、当該事業所に昭和33年ごろ入社した閉鎖時の事業主は「会社は昭和32年に法人化しているが、その当時は社会保険に加入しておらず、38年に私が社会保険の加入手続を行った」と証言している上、この事業主と同時期に入社した同僚も「入社後すぐに社会保険には加入させてもらえず、5年程勤めたころに加入させてもらった」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、同事業所が厚生年金保険適用事業所として確認できるのは、申立人の資格取得日と同日である38年10月21日であり、申立期間において、当時の事業主及び申立人を含めた同事業所のすべての従業員に厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立人が申立期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。